

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

国のこども政策は、平成24年8月「子ども・子育て支援法」に基づき、子ども・子育て支援施策を計画的に提供するため、5年を一期として「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することが義務付けられ、平成27年4月から幼児期の教育・保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」をスタートしました。

本町では、平成27年3月に「津野町子ども・子育て支援事業計画」、令和2年3月に「第2期津野町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援施策の充実を図ってきました。

この間、国では、急速な少子・高齢化が、労働力人口の減少や社会保障負担の増加といった、社会経済への深刻な影響を招き、こどもや若者を取り巻く状況では、児童虐待、ひきこもり等の家庭をめぐる問題、つながりの希薄化にともなう地域社会をめぐる問題、インターネット利用の拡大にともなう様々なトラブルの発生、ニートなどに代表される就業をめぐる問題などが、依然として解決すべき課題として残されている状況です。さらに、自殺やいじめなど生命・安全の危機、子育て家庭の孤立、格差拡大などの問題もここ数年で新たに顕在化し始めていると指摘されています。

このような社会情勢を背景に、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、「子どもの貧困対策に関する大綱」が平成26年8月に閣議決定されています。さらに、子ども・若者を取り巻く環境の悪化や社会生活を円滑に営む上での困難さを有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者育成支援施策の総合的推進を図るため、平成22年4月制定された「子ども・若者育成支援推進法」のもと、平成28年2月に新たに「子供・若者育成支援推進大綱」が策定されました。

近年の重要な展開としては、「こども基本法」が、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。また、同じく令和5年4月に、こどもとこどものある家庭に対する総合的な支援、こどもの権利利益の擁護に関する事務等を行う機関としての「こども家庭庁」が発足しています。令和5年12月には、「こども基本法」の理念に基づき、こども政策を総合的に推進するための政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定され、「こどもまんなか社会」の実現を目指すことが掲げられ、市町村においては、国の大綱と都道府県の計画を勘案し、自治体における施策や地域資源、こどもや子育て当事者等の意見を反映した「こども計画」を策定することが努力義務とされました。

この度、第2期計画が令和7年3月末をもって計画期間が終了となることを受け、「こども基本法」や「こども大綱」をはじめとする国の動向を踏まえつつ、「津野町こども計画・第3期津野町子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定いたします。

本計画中の「こども」、「若者」の定義について

本計画では「こども」、「若者」についてそれぞれ以下の通り定義します。

- こども・・・おおむね18歳未満の人
- 若者・・・おおむね18歳～40歳までの人

また、本計画では「こども」の表記について、法令名や法令等からの引用文、固有名詞を表す際は漢字を用いた「子ども」または「子供」と表記し、それ以外の場合はひらがなで「こども」と表記をしています。

■（国）こども・子育てに関する市町村計画策定に関わる法制度の変遷

平成15（2003）年	○次世代育成支援対策推進法 制定 ○少子化社会対策基本法 制定
平成17（2005）年	※津野町次世代育成支援行動計画策定
平成21（2009）年	○子ども・若者育成支援推進法 制定
平成24（2012）年	【子ども子育て関連3法】 ○子ども・子育て支援法 制定 ○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律 改正 ○子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 制定
平成25（2013）年	○子どもの貧困対策の推進に関する法律 制定
平成27（2015）年	※津野町子ども・子育て支援事業計画策定
令和元（2019）年	●子供の貧困対策に関する大綱 制定
令和2（2020）年	●少子化社会対策大綱 制定 ●子供・若者育成支援推進大綱 制定 ※第2期津野町子ども子育て支援事業計画策定
令和4（2022）年	○こども基本法 制定
令和5（2023）年	●こども大綱 制定 （子供の貧困対策に関する大綱・少子化社会対策大綱・子供・若者育成支援推進大綱を取りまとめたもの）
令和6（2024）年	○次世代育成支援対策推進法 改正 ○子ども・子育て支援法 改正 ○子ども・若者育成支援推進法 改正 ○こどもの貧困の解消に向けた対策推進法（子どもの貧困対策の推進に関する法律の名称変更） 改正

※法の改正及び大綱については、現時点での直近の改正（制定）のみ掲載しています。

2 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第 10 条に基づく「市町村こども計画」として、こども基本法の基本理念を踏まえ策定するものです。また、本計画はこども施策の基本方針を定めた「こども大綱」を踏まえています。

【こども基本法の基本方針】

- 1 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 2 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法(平成十八年法律第百二十号)の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 3 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 4 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 5 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

【こども大綱の基本方針】

- 1 こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。
- 2 こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。
- 3 こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。
- 4 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする。
- 5 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろう）の打破に取り組む。
- 6 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する。

本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」と、子ども・子育て支援法第61条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策推進計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」を包含するものです。

○次世代育成支援対策推進法

(市町村行動計画)

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

○子ども・子育て支援法

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

○子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

(都道府県計画等)

第10条

2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

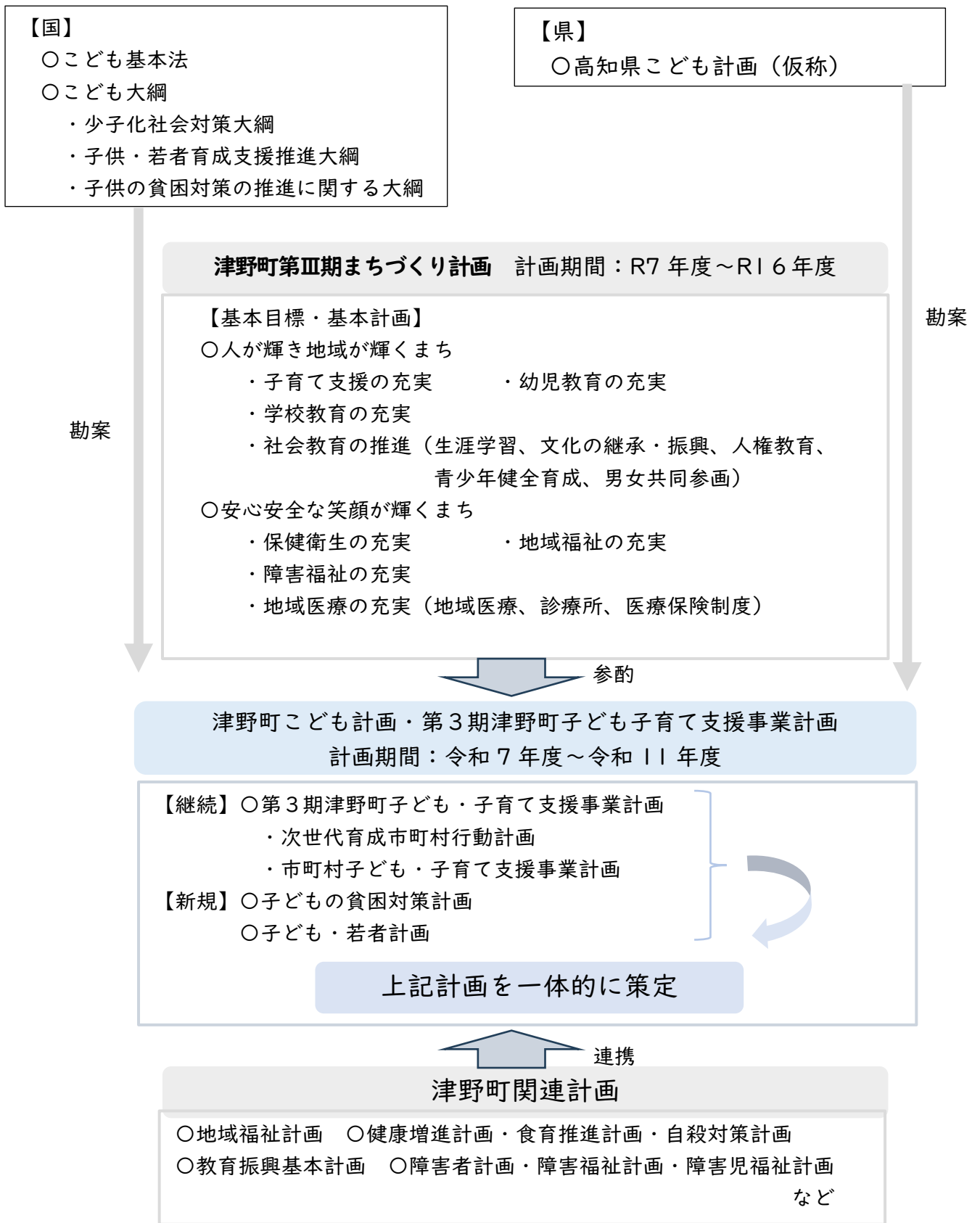
○子ども・若者育成支援推進法

(都道府県子ども・若者計画等)

第9条

2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が定められているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

本計画は、津野町まちづくり計画を上位計画とし、こども・子育てに関連する分野の部門別計画として、津野町地域福祉計画等と整合を図るものです。












3 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。計画期間中に国及び県の動向の変化、社会情勢の変化に伴い計画を見直すこととします。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
津野町こども計画・第3期津野町子ども・子育て支援事業計画	第2期計画 		こども計画・第3期計画 				

4 SDGs

持続可能な開発目標「SDGs(エスディージーズ)=Sustainable Development Goals」とは、平成27年9月に国連のサミットで採択された国際社会共通の目標で、「貧困をなくそう」「すべての人に健康と福祉を」など17の目標と169のターゲット(具体目標)で構成されています。SDGsを通じて、「未来に向かってかがやく子ども・若者をみんなで育て合うまち」という基本理念の下、子ども・子育て支援に関する施策の推進に取り組みます。

目標			
 1 貧困をなくそう	目標1 (貧困)	 8 働きがいも経済成長も	目標8 (成長・雇用)
 2 飢餓をゼロに	目標2 (飢餓)	 10 人や国の不平等をなくそう	目標10 (不平等)
 3 すべての人に健康と福祉を	目標3 (健康と福祉)	 11 住み続けられるまちづくりを	目標11 (持続可能な町)
 4 質の高い教育をみんなに	目標4 (教育)	 16 平和と公正をすべての人に	目標16 (平和)
 5 ジェンダー平等を実現しよう	目標5 (ジェンダー平等)		